

**第25期宝塚市農業委員会
令和8年(2026年)第7回議事録**

令和8年(2026年)7月17日

宝 塚 市 農 業 委 員 会

第25期 宝塚市農業委員会 令和8年第7回議事録

1. 日 時 令和8年(2026年)7月17日(金)14時00分～15時00分

2. 場 所 宝塚市役所4階 特別会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、13番田中宏明

5. 欠席委員

なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 佐藤隆政、係長 木元富夫、事務職員 岡田優花里、岡村美佑

10. 議 題

1 議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件

2 議案第117号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件

3 議案第118号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取の件

4 議案第119号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件

5 議案第120号 非農地証明に関する土地調査規則(昭和57年農業委員会規則第2号)の廃止及び非農地証明事務取扱要領の制定の件

6 報告第127号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件

7 報告第128号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

第25期宝塚市農業委員会令和8年第7回総会

日時：令和8年7月21日

開会 午後2時00分

○林会長 第25期の令和8年第7回総会をこれより開催したいと思います。本日第25期最後の総会ということで、森市長から一言ご挨拶をいただきます。

○森市長 皆様、こんにちは。森でございます。第25期農業委員の皆様、それから農地利用最適化推進委員の皆様、本当にこの3年間、活動をいただきまして、これがもう最後になりますけれども、本当に心からお礼申し上げたいと思っております。特に皆様におかれましては、農地法に基づく許認可業務をはじめ、地域農業のそれぞれのリーダーとして、相談活動をしていただいたり、啓発活動をしていただいたり、宝塚市の本当に大きな魅力の一つである農業の発展と地域の振興そういったところに本当にご尽力いただいておりますことを重ねて御礼申し上げたいと思っております。特に任期中に西谷の地域計画の策定がありました。そこでは皆様には協議の場への参加や農業者の方との調整などとても大きなお仕事をさせていただいたのかなと思っております。一方で、俯瞰してみますとこの日本全体も含めて、農業に関わる環境というのは非常に厳しいと思っております。宝塚市は、高齢化や担い手不足による耕作放棄地、これは都市部もそうですし、里山地域もそうなんですけれども、私たちの農業にも大きな課題がたくさん山積しているような状態でございます。そんな中でも宝塚市としましては、農地の集積、あるいは新規就農者をより確保していくことや、地域の活性化といったところで、本当に我々としても最大限の努力をしていきたいと思っております。今回、任期満了とはなりますけれども、せっかくこのご縁をいただき、第25期の農業委員・推進委員をしていただいておりますので、引き続き、皆さんの地域の農業、農村活性に向けて、ご尽力、またご指導いただけましたら、私としては本当にありがたいと思っておりますので、お願いをしまして、私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○林会長 農業者の高齢化・人手不足が深刻化する中、西谷地域の存続には農業・農村を守ることが不可欠だと思っています。西谷地域で策定した地域計画は、策定したら終わりではなく、行政が年1回程度のヒアリングを行い、継続的に見直す仕組みが必要ではないでしょうか。また、南部地域の農業者は都市近郊特有の規制の中で苦勞しながらも、市街地の景観・緑の維持に大きく貢献していると思います。これからも西谷の集落と農地が残るよう、行政・地域が一体となって取り組んでほしいと思います。農業委員としての任期は19日までありますが、3年間、農業委員委員・推進委員・事務局の協力に深く感謝しています。任期中に1名の委員が他界されたことが心残りですが、皆さんのおかげで会長職を全うできました。本当にありがとうございます。

それでは、第25期令和8年第7回総会を始めます。本日の欠席者はなしで、第7回総会は成立しております。本日の議事録署名人は1番船岡委員、9番平塚委員の2人をお願いしたいと思います。それでは事務局長から諸般のご報告をお願いします。

(諸般の報告)

○林会長 報告が終わりました。報告の関係で何かご意見ご質問等ございますか。特にないようですので、それでは議案審議に移りたいと思います。議案第 116 号を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第 116 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件、別紙のとおり、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請がありましたので、ご審議願います。申請人のうち、譲受人が〔住所〕、〔氏名〕さん。譲渡人が〔住所〕、〔氏名〕さん。申請地は上佐曾利字〔地番〕外 6 筆です。地目は田、地積が 7 筆合計で 5,563 ㎡です。譲受人の耕作面積は 0 ㎡となっております。従事者数は 6 名です。調査書は後ほど読み上げさせていただきます。権利の種類は所有権の移転です。その他といたしまして、申請地のほか 6 筆の内訳ですが、同じく上佐曾利字〔地番〕、田、519 ㎡、〔地番〕、田、16 ㎡、〔地番〕、畑、109 ㎡、〔地番〕、田、79 ㎡、〔地番〕、田、2,963 ㎡、〔地番〕、田、1,282 ㎡、〔地番〕、田、595 ㎡です。調査書を読み上げさせていただきます。譲受人が〔氏名〕さん、譲渡人が〔氏名〕さん、作成者は岡村です。審査基準の第 2 項第 1 号全部効率利用につきまして、譲受人は申請地の近隣で農業を営んでおり、農作業歴は 40 年です。法人として耕作面積はございませんが、〔氏名〕さんが農作業歴として農地もお持ちです。保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと思われます。トラクター 3 台所有、給餌器 1 台所有、フォークリフト 2 台、ショベル 3 台、ダンプカー 1 台を所有されております。また、第 2 項第 2 号農地所有適格法人以外の法人につきましては、譲受人の〔氏名〕さんは、農地所有適格法人であるため、こちら以外の法人に適用はございません。第 2 項第 3 号の信託につきましては、信託ではないので適用はございません。第 2 項第 4 号農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者数は、譲受人含め世帯員 4 名、常時雇用従事者が 2 名で、それぞれ年間日数は 250 日です。第 2 項第 5 号の転賃の禁止につきましては、許可申請に係る農地は所有農地であり、転賃には当たりません。第 2 項第 6 号地域調和につきましては、申請地では WCS を生産予定です。本件によって、上佐曾利地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認しております。また、譲受人は本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、7 月 7 日に事務局 2 名、農業委員 5 名、推進員 1 名が新申請並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。位置図につきましては、4 ページ目をご覧ください。以上です。

○林会長 説明は終わりました。地区委員のご意見をお伺いしたいと思います。小中委員。

○小中委員 農地等の状況については何の問題ないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で本件に対しまして何かご意見ご質問等ございますか。特にないようですので採決いたします。議案第 116 号について許可することに、賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので許可することといたします。次に議案第 117 号を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議論第 117 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件。別紙のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請がありましたので、県への進達に伴う意見書提出につきご審議願います。

届出者、**(住所)**、**(氏名)**さんほか 1 名、申請地が玉瀬字 **(地番)**、地目は田、地積が 780 m² です。転用目的は露天駐車場、造成期間は許可日から 40 日間、建設期間はございません。操業期間は永年、施設の概要は再生碎石舗装 20 区画で、面積は 780 m² です。その他としまして、隣接農地の同意書の添付、自治会長、農会長、水利組合の代表の同意書の添付がありました。当該農地は、農振農用地区域内で、用途区分は農業用施設用地となります。届出者の外 1 名は、**(住所)**、**(氏名)**さんです。位置図は 7 ページ目で、施設の概要は 8 ページ目に掲載しております。

○林会長 私が地区委員なので、私から説明します。玉瀬営農組合で農業体験を行っており、葉っぱをむしったりするような広場もいるというようなことで、拡張の願いがありました。集落としても何ら問題はないということを得ております。本件に対しまして農業委員、推進委員で何かご意見ご質問等ございますか。特にないので採決いたします。議案第 117 号について県に進達することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、県に進達することといたします。次に、議案第 118 号を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第 118 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項及び第 4 項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取の件。公益社団法人ひょうご農林機構(農地中間管理機構)から農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について意見を求められましたのでご審議願います。

3 件あわせて説明させていただきます。1 件目の方、貸主が **(住所)**、**(氏名)** さん。こちらの方の所有している農地が境野字 **(地番)**、地目は畑、地積 588 m² です。また 2 件目の貸主が **(住所)**、**(氏名)** さん。境野字白井田 **(地番)** 地目は畑、地積が 1,214 m² です。3 件目です。貸主が **(住所)**、**(氏名)** さん。届出地が境野字 **(地番)**、畑、118 m² と **(地番)**、畑、287 m² となっておりまして、3 件すべての借主が、**(住所)**、**(氏名)** さんです。貸借の始期が令和 8 年 9 月 1 日から令和 18 年 8 月 31 日までの存続期間が 10 年間となっておりまして、利用権の種類は賃貸借権となっております。年間賃料は、全て 10a あたり 1 万円です。そのほかとしまして、本件によって境野地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認しております。位置図につきましては、12 ページと 13 ページ、2 ページ分ご覧ください。以上です。

○林会長 地区委員のご意見をお伺いします。福本委員。

○福本委員 **(氏名)** さんは、近隣の農地もみんな借りられていて、問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で何かご意見ご質問等ございますか。特にないので、採決いたします。議案第 118 号について、意見なしとすることに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、意見なしとすることといたします。次に議案第 119 号を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第 119 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願いの件。別紙のとおり生産緑地法第 10 条の規定による農業の主たる従事者の証明願いがありましたのでご審議願います。申請者の方、(住所)、(氏名)さん。申請地が中筋(地番)、外 1 筆、地目は田、地積が 517 m²。2 筆合計の面積になります。証明する従事者の方が(氏名)さん。申請理由は(個人情報)。今回申請されているのは(氏名)さんですが、土地の所有者は(住所)、(氏名)さんです。申請地の外一筆ですが、中筋(地番)、田、303 m²となっております。

○林会長 地区委員のご意見をお伺いしたいと思います。阪上会長代理

○阪上会長代理 特に問題ありません。

○林会長 農業委員、推進委員で、本件に対しまして何かご意見ご質問等ございますか。特にないようですので採決いたします。議案第 119 号について証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので証明することといたします。次に議案 120 号を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第 120 号 非農地証明に関する土地調査規則(昭和 57 年農業委員会規則第 2 号)の廃止及び非農地証明事務取扱要領の制定の件。非農地証明に関する土地調査規則、昭和 57 年の業員会規則第 2 号を廃止し、新たに非農地証明事務取扱要領を制定することについてご審議願います。

非農地証明に関する土地調査規則なんですが、規則を廃止する規則となります。規則を廃止するときには、廃止する規則を施行するというので、こちらの文案をつけさせていただいております。現在ある非農地証明に関する土地調査規則が 19 ページから 23 ページまでがこちらの規則になりまして、この規則が昭和 57 年からあるものになるんですが、現状の非農地証明の発行と合っていない規則になっていたため、今回、事務取扱要領という形で、証明に関する内容で、証明基準や国・県の基準に合わせたものを作った形になります。今回制定する事務取扱要領は 24 ページ、25 ページになっております。内容としては、現行の非農地証明発行していたいている手続きと変わらないものになっている一方で、例えば申請書を新しく定めたりとか、証明書の発行については過去の非農地証明の土地調査規則を引き継いだものも一部ございます。ご審議いただければと思います。以上です。

○林会長 農業委員、推進委員で、何かご意見、ご質問等ございますか。小中委員。

○小中委員 申請をすることができる者は、申請書の所有権の全部または 2 分 1 以上となっているが、代表者の申請でも構わないのではないか。

○事務局 国や県が示している非農地証明の事務取扱に基づいて作成していますが、確認しておきます。

○林会長 事務局で再度精査したうえで、制定するということで承認いただけますか。特にないようでしたら採決いたします。議案第 120 号について、非農地証明に関する土地調査規則の廃止及び非農地証明事務取扱要領を制定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、非農地証明に関する土地調査、規則の廃止及び非農地証明事務取扱要領を制定することといたします。続いて報告事項に移ります。報告第127号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第127号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。今回は2件あります。

1件目、譲受人が(住所)、(氏名)さん、譲渡人が(住所)、(氏名)さんほか3名です。届出地が泉町(地番)、地目は田、地積が1,315㎡、転用目的が住宅用地。造成期間が令和8年11月1日から2年間。建設期間が令和9年4月1日から1年間。施設の概要は、木造2階建て10棟で、延床面積が約100㎡です。権利の種類は所有権です。そのほかとしまして、水利組合の同意書、隣接農地の同意書の添付。届出者のほか3名ですが、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さんです。今回、相続が未登記なので、相続人全員からの申請で全員から申請をいただいております。

続いて2件目説明させていただきます。譲受人が(住所)、(氏名)さん。譲渡人が(住所)、(氏名)さん。届出地が山本丸橋(地番)、外1筆、地目は田、地積が2筆合計で125㎡です。転用目的は住宅用地、造成期間が令和8年8月3日から10日間、建設期間が令和8年8月14日から90日間です。施設の概要は木造2階建て1棟、延床面積が126㎡、権利の種類は所有権です。そのほかとしまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地の同意書の添付、外一筆ですが、山本丸橋(地番)、田、61㎡となっております。位置図が30ページで、概要は31ページでご確認をお願いいたします。

○林会長 地区委員のご意見をお伺いしたいと思います。古野委員。

○古野委員 問題ありません。

○林会長 2件目、阪上委員。

○阪上委員 問題ないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で何かご意見ご質問ございますか。特にないようですので、報告第128号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第128号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので報告します。

1件目です。申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和5年6月23日から令和8年6月3日まで。耕作面積が2,941㎡で、納税猶予農地が口谷東(地番)、ほか3筆の合計4筆です。面積は4筆合計で2,941㎡です。証明年月日は令和8年6月3日で、そのほか3筆ですが、口谷東(地番)、畑、819㎡、(地番)と一緒に果樹をされておられました。(地番)、畑、1,310㎡、(地番)、畑、122㎡。こちらは畑をしていらっしゃいました。位置図は35ページをご覧ください。

続いて2件目です。申請人が(住所)、(氏名)さん。証明する農業経営期間が令和5年7月14日から令和8年6月5日まで、耕作面積が58㎡で、納税猶予農地は平井(地番)で、

面積は 58 m²です。証明年月日は令和 8 年の 6 月 5 日です。こちらは植木を植えておられました。位置図は 36 ページをご覧ください。

続いて 3 件目です。申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和 5 年 6 月 24 日から令和 8 年 6 月 8 日まで、耕作面積は 951 m²で納税猶予地が安倉中(地番)外 1 筆の合計 2 筆です。面積が 2 筆合計で 951 m²、証明年月日は令和 8 年 6 月 8 日です。そのほかといたしまして、そのほか一筆ですが、安倉中(地番)、256 m²で、こちらは(地番)と合わせて水稻をされておられました。位置図は 37 ページをご覧ください。

4 件目、申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和 5 年 6 月 8 日から令和 8 年 6 月 17 日。耕作面積が 5,042 m²で納税猶予農地は安倉西(地番)ほか 7 筆の合計 8 筆です。面積が 8 筆合計で 5,042 m²です。証明する年月日は令和 8 年 6 月 17 日で、願出地のそのほか 7 筆ですが、安倉西(地番)、田、840 m²、こちら(地番)と合わせて畑をされておられました。(地番)、田、804 m²、こちらが畑と植木両方されておられました。(地番)、田、794 m²、(地番)、田 1947 m²こちらが水稻をされておられました。また安倉南(地番)、田、116 m²と(地番)、田、182 m²と(地番)、田、211 m²がこちらは果樹をされておられました。位置図は 38 ページと 39 ページ、2 ページ合わせてご覧ください。

5 件目です。申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和 5 年 7 月 6 日から令和 8 年 6 月 18 日まで耕作面積は 1,707 m²で納税猶予農地は山本中(地番)ほか一筆の合計 2 筆で面積が 2 筆合計で 1,707 m²です。証明年月日は令和 8 年 6 月 18 日で、願出地についてですが、山本中(地番)、803 m²が植木をされておられまして、山本南(地番)、田、904 m²が、こちらが植木と畑どちらもされておられました。位置図は 40 ページと 41 ページ合わせてご覧ください。以上です。

○林会長 農業委員、推進委員で何かご意見ご質問等ございますか。特にないようですので、以上で本日の議案 5 件、報告 2 件についての審議等は終了させていただきます。これもちまして令和 8 年第 7 回総会を閉会したいと思います。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6 番(会長)

林 五郎

1 番

船岡 知恵美

9 番

平塚 茂樹